

2010年8月12日  
郵産労交 第1号

日本郵政株式会社  
取締役兼代表執行役社長  
齋藤次郎 殿

郵政産業労働組合  
中央執行委員長 廣岡 元穂

## 第33回郵産労定期全国大会要求書

第33回定期全国大会において、全国から寄せられた意見及び討議した内容を大会要求として提出しますので、誠意ある回答を求めます。

### 記

- 1 2007年の民営・分社化以降のひずみを正し、国民生活の利便性と働く社員の自信を回復することが緊急の課題となっています。そのための「中期経営計画」の策定が必要と考えます。検討方向を明らかにすること
- 2 通信・金融のユニバーサルサービスを確保していく上で、全国24600局の郵便局ネットワークは重要な位置づけを持っています。民営・分社化以降の総括を明らかにし、サービスを発展させる具体的方向を示すこと
- 3 郵便局の閉鎖・廃局は国民生活に大きな影響を与えました。とりわけ過疎地におけるこうした事態の進行は、金融のユニバーサルサービスの解体となりました。サービス提供の現状と対策について明らかにすること
- 4 日本郵政グループとして、公共性を担保しつつ地域経済活性化に貢献していくことが求められています。金融のユニバーサルサービスを維持し発展させる方向性を明らかにすること
- 5 ゆうちょ銀行(株)及びかんぽ生命保険(株)の株式上場は、株主に目を向けた経営方向であり、ユニバーサルサービス維持とは矛盾する内容を含んでいます。仮に行なうとすれば、そのやり方、時期等について明らかにすること
- 6 地方再生や地域経済を活性化させていく上で、地方金融機関との共生、協調は避けて通れない課題となっています。日本郵政グループとして、そのあり方や方向性について明らかにすること
- 7 郵便集配業務及び郵便貯金・保険外務事務の統廃合が行われ、このことが国民生活の利便性を損ね足かせとなってきました。サービス低下の実態について詳細な把握を行い早急に改善すること
- 8 民営・分社化により、郵政グループ各社における弾力的な経営が可能となっています。新規業務などの開発や将来ビジネスモデルなど、将来像を明らかにすること
- 9 2007年10月以降不動産活用を行なった経営が可能となり、そのための計画が進められてきました。しかし、諸般の事情により一部見直しも行われています。不動産活用の経営について中期見通しを明らかにすること
- 10 郵政グループ各社とも、2010年度については従来の登用計画を見直し、非正規社員から正規社員への登用が前年度を上回る内容で行なわれる予定です。同内容の登用について、次年度以降の中期計画を明らかにすること

- 11 あらたな登用計画に対応するため郵政大学校の復活が検討されています。また、正規社員の研修についても見直し検討がされています。この郵政大学校を活用した研修内容全般について明らかにすること
- 12 通信病院関係について
  - (1) 14 通信病院の経営状況と抱える問題点について明らかにし、健全経営の具体的方策を示すこと
  - (2) 病院職員、郵政グループ社員、患者、地域住民との懇談会等を定期的に関いて病院運営に反映すること
  - (3) 職域・地域から信頼される経営を行うためにも、医療の質を高めることが不可欠です。研修・教育の充実を図ること
  - (4) 看護師を安定的に確保し、閉鎖している病棟を再開すること
  - (5) 夜間の入院を一般病棟に入院させる現行の制度を見直すこと。たとえば、急患室にスペースと人員を確保し受入れ体制を確立すること
  - (6) 「患者7人対看護師1人」の導入に伴い、患者の安全の確保が脅かされ看護師の労働が強化されています。深夜労働は、看護師3人以上の体制とすること
  - (7) 医師・看護師の社宅入居については年齢制限を設けないこと。また、人材の確保及び緊急登院に対応するため、非常勤医師・看護師についても社宅入居を認めること
  - (8) 医療職場はチームワークが重要であり、個人評価が伴う現行の人事評価制度は医療の根幹を揺るがしかねないものとなっています。廃止すること
  - (9) 看護助手は病院の運営、看護業務の遂行において必要不可欠な職種となっています。看護助手を正社員として採用すること
  - (10) 深夜従事者の成人病検診を無料化すること
  - (11) 労働時間・勤務について
    - ①年間総実労働時間を1800時間以内とすること。なお、取組状況及び到達を明らかにすること
    - ②日勤の休息時間については4時間につき20分とし、始業時の遅れる勤務の種類ごとに拡大すること
    - ③準夜勤・深夜勤の回数は月6回以内とすること
    - ④勤務間隔は16時間以上とすること
    - ⑤医師、薬剤師、臨床検査技師、放射線科技師、事務職は日当直でなく交代制の勤務指定とすること
    - ⑥医療スタッフの緊急呼び出しについての基準・ルールを確立すること
  - (12) 諸休暇について
    - ①年次有給休暇は年間28日とすること
    - ②忌引休暇については以下の通りとすること
      - ア 配偶者は10日とすること
      - イ 子は7日とすること
      - ウ 兄弟姉妹の配偶者及び配偶者の兄弟姉妹は3日とすること
      - エ 配偶者の親は7日とすること
      - オ 配偶者の伯父伯母(叔父叔母)、配偶者の兄弟姉妹の配偶者は1日とすること
    - ③子の祭日を特別休暇とすること
    - ④配偶者の祭日を特別休暇とすること
    - ⑤産前休暇は8週間産後休暇を10週間とし、産前6週間を就労禁止期間とすること

- ⑥妊娠後産前休暇前まで、勤務の前後1時間を特別休暇とすること
- ⑦結婚休暇は10日間とすること
- ⑧配偶者の出産休暇は12日以内とすること
- ⑨夏期休暇は5日間とすること
- ⑩20年勤続者には5日間、30年勤続者には10日間を特別休暇とすること
- ⑪育児休業について
  - ア 育児休業中の賃金は全額保障すること
  - イ 育児休業期間は6歳まで拡大すること
  - ウ 育児休業の回数は制限を設けないこと
  - エ 育児部分休業については1日2回それぞれ1時間とすること
- ⑫介護休暇について
  - ア 介護休業期間中の給与は会社が全額保障すること
  - イ 介護休暇は有給とすること
- ⑬非正規社員について
  - ア 休暇については正社員並みに拡大すること
  - イ 非常勤看護師（エキスパート契約社員）の時給及びボーナスについては、経験や勤続年数によって引き上げられるシステムを確立すること
- (13) 組合休暇については以下のとおり改善すること
  - ①大会、委員会、執行委員会について年次有給休暇の残日数に関わらず承認すること
  - ②執行委員会の年10回の範囲を撤廃すること
  - ③支部執行委員会については「中支部に限る」を撤廃すること
  - ④上部機関（全労連、公務部会など、地方組織も含む）の大会や総会への出席も対象とすること
- 13 共済組合について
  - (1) 共済掛金の負担割合を会社7割、本人3割とすること
  - (2) 共済組合の運営について将来見通しを明らかにすること
  - (3) 共済組合の住宅、教育貸付利息は引き下げること
  - (4) 勤続20年祝い金20万円、30年祝い金30万円とすること
  - (5) 勤務時間が6時間未満の非正規社員についても、希望のある人については健康保険などの社会保険に入れること
- 14 管理者などのパワーハラスメントについて根絶に向けた指針を策定すること

以上